

平成20年度事業計画

当事業団は、昭和52年9月に設立されてから30年間に亘り、三重県の環境保全に貢献してまいりました。

しかし、平成11年に廃棄物処理センターの指定を受け、平成14年12月に溶融処理施設の稼動を開始したことにより多額の赤字を計上し、その結果、平成15年度には債務超過に陥りました。

このようなことから、「経営健全化計画（平成16～18年度）」及び「中期経営計画（平成19～21年度）」を策定し、経営の健全化に取り組んでいるところです。

平成19年度は、最終処分場事業において廃棄物の受入量が順調なことや、溶融処理事業における料金改定及び県からの補助金等により、債務超過からの脱却が見込まれます。

平成20年度は、一般会計の環境分析事業・環境調査事業・ISO審査登録事業において、民間企業との激しい競争により依然として厳しい状況が続くと考えられますが、積極的な事業活動により受託業務等の確保に努めるとともに、食品残留農薬検査など新たな社会ニーズに対応した事業にも積極的に取り組んでまいります。

三田最終処分場における廃棄物の受け入れにつきましては、残容量が限られてくることから新最終処分場の開設まで計画的に受け入れていくこととしますが、平成20年度は19年度と同程度の受入量を見込んでおります。

また、特別会計における溶融処理事業では、市町分につきましては一定の収支改善が図られていますが、企業分につきましては社会経済情勢の変化もあり、受入量が当初計画に満たず、依然として厳しい状況にあります。こうした中であっても、受入量の確保に努めるとともに、処理コストの削減等に取り組んでいきます。

また、新最終処分場につきましては、平成21年度の建設工事着手に向けて、諸手続きを進めてまいります。

事業団としては、厳しい経営環境にありますが、地球温暖化防止における啓発等に取り組むなど、公益法人としての社会的使命を果たしていきたいと考えています。

I. 調査部門

1 環境分析事業

環境分析事業は、他の検査機関との激しい競争による市場の低価格化に加えて、入札方式を導入する市町の増加による受注率の低下が続いており、平成20年度も厳しい状況下での事業展開が予想されます。

こうした状況の中、経営の安定化に向けて、既存顧客へのサービスの充実や新規顧客の確保により受託量の増大に努めます。

また、中国製冷凍ギョーザの農薬混入問題など食の安全安心に対する消費者の不安意識が高まっていることから、残留農薬分析分野においても積極的に取り組んでいきます。

なお、業務の遂行にあたっては、検査業務全体を見直す中で、一層の効率化を図り、納期短縮や低価格化への対応に取り組みます。

1) 水道水質検査

水道水質検査業務については、従前の随意契約による受注から指名競争入札による受注へと大きく変化したことから、作業効率を一層推し進めるなど低価格化に対応し、受託量の維持に努めます。また、飲み水の安全確保に向けて、従前からの「24時間検査連絡体制」を維持するなど登録検査機関のモデル的役割を果たします。

2) その他の分析測定

その他の分析測定業務については、納期の短縮や基準値添付等のサービスの充実により顧客満足の上昇を図り、受託量の維持に努めます。

また、内部及び外部精度管理の充実等を図る中で、ISO9001の品質管理システムを積極的に運用し、継続的に品質の向上を図ります。

また、平成20年度については、新たに次の業務に取り組んでいきます。

1) 食品残留農薬分析

食品残留農薬分析（ポジティブリスト制度^{*}）については、一斉分析法の開発（現在一斉に320成分の分析が可能）に取り組んできましたが、さらに食品衛生法に基づく命令検査を行うことができる「登録検査機関」（厚生労働省）の取得に向け具体的な検討を行います。

2) 温泉成分分析

温泉成分登録検査機関業務は、平成19年の法律改正により、温泉施設に10年毎の再分析が義務付けられたことから、積極的な事業活動により受注の増大（三重県該当施設数約140施設）を図ります。

※ポジティブリスト制度 平成 18 年 5 月施行

日本の残留農薬の規制は、残留基準が設定された農薬についてのみ、その基準を超えた食品の販売等を禁止していましたが、この方式では残留基準が設定されていない農薬については、いくら残留があっても規制できず、輸入農産物の激増のなかで問題となっていました。このため、原則すべての残留農薬を禁止し、「残留を認めるもの」のみを一覧表にして示すという方式です。

分野別検査件数 (単位：件数)

	平成 20 年度	平成 19 年度実績見込
水道水質検査	5, 7 0 0	6, 0 0 0
簡易専用水道施設検査	1, 3 0 0	1, 3 0 0
水質分析	8, 4 0 0	8, 0 0 0
廃棄物・土壌分析	1, 8 0 0	1, 8 0 0
ダイオキシン類分析	3 0 0	3 0 0
大気・騒音振動等測定	9 0 0	8 7 0
食品農薬分析	1 6 0	8 0
温泉成分分析	7 0	0
その他	2 0	2 0
合計	1 8, 6 5 0	1 8, 3 7 0

2 環境調査事業

環境調査事業は、環境アセスメントの対象となる大型の開発行為は少なく、県外同業他社との競争や低価格化の進行により依然として減収減益傾向が続いています。

こうした状況の中、経営の安定化に向けて、次の業務に積極的に取り組み、受託量の維持に努めます。

1) 環境アセスメント等

環境アセスメント業務については、既存顧客や設計業者等のビジネスパートナーを中心に開発事業等の情報収集に努め、新規受注の確保に努めます。また、環境モニタリング業務については、長年に亘り構築した顧客との信頼関係をもとに継続受注に努めます。

2) I S O 研修

I S O 内部監査員研修業務については、受講歴のある事業所や新規 I S O 認証取得事業所への P R に努め、受講者の確保を図ります。

また、平成 1 9 年度から開始した審査員の力量の維持・向上のために必要な C P D 研修（専門能力の継続的開発）についても、受講者の獲得に努めます。

3) 自然環境調査等業務

1 ha を超える自然地調査については、三重県自然環境保全条例で実施を義務付けられているため、砂利採取事業者や出店事業者等を中心に情報収集に努め、新規受注の確保に努めます。

また、比較的新しい分野である土壌汚染調査については、土地の売買や所有地の土地利用に伴う引合いが増えつつあることから、開発事業者や不動産業者などを対象に受注の確保に努めます。

4) 地球温暖化防止関連業務

行政、企業等において、地球温暖化防止や新エネルギーに関する計画策定等の新しい取組が進んできていることから、過去に培ったノウハウや情報等を顧客に提案することにより、これら先駆的業務の受注に努めます。

Ⅱ. 審査部門

国際規格審査登録事業

国際規格審査登録センターの認証件数は、ISO 9001が223件、ISO 14001が269件（平成20年2月現在）を数えるまでになっています。このような認証の普及、及び認証の経済活動に与える責務と影響の大きさ等を踏まえ、審査能力、審査技術等、審査の質の維持・向上を図っていくことが何よりも重要となっています。

当センターの新規認証件数も、社会的な認証取得への動きをみると平成20年度も引続き需要の鈍化が予想されます。また、県外認証機関の参入、受審組織の小規模化、社会経済情勢を背景とした認証の「取下げ」等による収入減が経営を圧迫する大きな要因となっていることから、健全な経営基盤の確立と社会ニーズに即応した新規サービスの開発が重要な課題となっています。

- ・新規サービスとしては、情報セキュリティマネジメントシステム、食品安全マネジメントシステム認証事業への参入について引続き検討します。
- ・マネジメントシステムの効率的な運用管理に対する事業者のニーズが高まってきていることから、ISO 14001とISO 9001の複合審査や、多数サイト審査といった成熟度の高い認証サービスの提供を検討します。

平成20年度は、新しい認定基準ISO/IEC 17021に基づく「マネジメントシステム認証機関」（平成19年12月25日認定）として顧客満足を重視した認証業務を遂行するとともに、県内外の認証需要、認証機関の動向に関する情報収集を行いながら新規顧客獲得のための営業強化を図ります。

また、ISC内部審査要員の稼働率を上げるとともに、外部契約審査員の効率的な活用により健全な事業運営に努めます。

平成20年度認証件数

(単位：件数)

区分	新規	サーベ ランス	更新	小計	合計	平成19年度 実績見込
環境審査	15	179	66	260	490	526
品質審査	20	145	65	230		

Ⅲ. 廃棄物管理部門

1 最終処分場事業・リサイクル事業

1) 三田最終処分場

平成20年度は次のとおり、10万3千トンを受け入れる計画であることから、平成20年度末における残容量は20万6千トンとなりますが、今後も廃棄物の計画的な受入調整により、新最終処分場開設までの容量確保に努めます。

埋立廃棄物受託量

(単位：トン)

種 類	大企業産廃	中小企業産廃	一般廃棄物	公共廃棄物	合計
平成20年度	36,000	21,000	8,000	38,000	103,000
平成19年度 実績見込	61,000	21,000	8,400	13,200	103,600

また、国や県が推奨している電子manifestの平成20年度中の導入に向けて、電子manifestと既存の紙manifestが併用できるシステムに変更し、対応することとします。

2) 小山リサイクルセンター

小山リサイクルセンターは開設してから約15年が経過していますが、民間のリサイクル施設が整備されていることから、厳しい収支状況が続いています。

こうしたことから、本事業を事業団が行う役割は終了していると判断し、平成20年度で事業を終了することとしています。

経 営 収 支

(単位：千円)

	収 入	費 用	収支差額
平成 20 年度予算	30,000	43,000	△13,000
平成 19 年度決算見込	30,000	39,000	△9,000

2 溶融処理事業（廃棄物処理センター）

溶融処理施設は、平成14年12月の本格稼働から5年余が経過しました。

この間、搬入される焼却残渣等に含まれるダイオキシン類をほぼ完全に分解・無害化し、溶融スラグの全量再利用・溶融飛灰の山元還元等により搬入廃棄物のほぼ完全な埋立処分の回避を行う等、循環型社会の実現に貢献してきました。

一方、収支面においては、市町の処理料金については平成19年度から実費相当とし、燃料費（灯油）高騰分については事後精算方式としました。

また、企業から排出される産業廃棄物の処理料金については、種類別料金を導入し収支改善を目指すこととしましたが、当初計画量と受入量に大幅な乖離があることから困難な状況にあります。

平成20年度は、収支改善や安全で安定した施設の運営等について以下により取り組みます。

1) 市町廃棄物

平成19年度に引続き、処理料金については実費相当分として35,000円/トン+灯油高騰分をベースとしています。しかし、鋼材等の部材や薬品類等の大幅な値上がり及び搬入廃棄物の水分過多等による設備の腐食等の進行により、補修点検費・補助材料費等が上昇し、これらが処理コスト上昇（約3,000円/トン程度）の大きな要因となることから、今後、市町運営協議会等を通じて対応策を検討していきます。

2) 産業廃棄物

平成19年度に引続き、処理料金として燃え殻、ばいじん及び汚泥については42,000円/トン、廃プラスチック及び木くず等については30,000円/トンに据え置くなかで、収支改善に向け受入量の増加に努めていくこととします。

特に、廃プラスチックが社会経済情勢の変化（原油の高騰・発展途上国の需要増）もあり廃棄物というよりは、むしろ有価物として流通する状況となってきたなかで、当初計画(17,600トン)に見合った受入量の確保が難しくなっており厳しい収支状況にあります。

こうしたなかであって、平成20年度の受入量は平成19年度に比べ700トン増の9,800トンの受入量を計画しています。

廃棄物受入予定量

(単位：トン)

受入先	種 類	当初計画量	平成 19 年度 実績見込	平成 20 年度
市町	焼却残渣	49,300	43,250	42,000
	下水汚泥	2,100	2,530	2,550
	小 計	51,400	45,780	44,550
企業	廃プラスチック等	7,470	3,280	3,470
	燃え殻・ばいじん	4,300	3,920	4,650
	汚泥等	5,830	1,900	1,680
	小 計	17,600	9,100	9,800
計		69,000	54,880	54,350

3) 処理コストの削減

処理コストを削減するため、変動費の更なるコスト削減を図ります。

- (1) 灯油価格が高騰していることから、チャー（廃プラスチック類等をキルンで熱分解した後に排出される残渣）の吹き込み実験等を行い、燃料使用量を削減するための検討を進めます。
- (2) 動力燃料費や補修点検費等の上昇要因となっている市町の焼却残渣の水分過多について、引続き水分量を減少させるよう要請を行っていきます。

4) 安全で安定した施設の稼働

- (1) 「事故対応マニュアル」や「緊急対策マニュアル」等に基づき、事故及び災害の未然防止に努めます。
- (2) 日常点検業務と定期的な補修等を徹底し、施設の安定稼働を図ります。

5) 電子マニフェストの導入

国や県が提唱する電子マニフェストについては平成19年度末から試行しましたが、平成20年度からは実用化します。

3 新最終処分場事業

新最終処分場については、三田最終処分場の残存埋立容量が逼迫していることから、早期建設に向けて具体的な検討を進めてきており、平成20年度は、平成21年度中の建設工事着手に向けて、関係法令に係る許認可等の諸手続きを進めるとともに用地取得の準備を行います。

IV. 総務部門

中期経営計画に基づいて、業務の効率化や経費削減を図るとともに、的確な財務管理等に努め、各部門の事業推進を支援します。

また、職員の資質向上や社会的責任への取り組みを推進するとともに、新公益法人制度改革にも適切に対応していきます。

1) 事業運営管理

常勤理事及び各部長で構成する「経営企画会議」（毎月定例）で、各事業部門の「事業計画」についての的確な進行管理を行います。

2) 職員の資質向上

サービスの質の向上と効率的な事業運営のため、専門分野における関係法令や技術修得に関する講習会や研修会に積極的に参加させるなど職員の資質向上に取り組みます。

3) 法令遵守

研修や会議を通じて法令遵守の重要性を周知徹底します。

4) 広報活動と情報開示等

ホームページや広報紙『みえか』等を通じて、情報発信と事業のPRを実施します。また、外部への説明責任を果たすため、適切な情報開示に努め、事業運営の透明性を図ります。

5) 公益法人制度改革

新公益法人制度に関する「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」「関係法律の整備等に関する法律」の三つの法律が平成20年12月1日より施行されます。

法律施行後5年以内に新たな制度による法人への移行が必要となることから、説明会への参加や他団体の動向等の情報収集に努め、課題等を整理し検討を進めます。